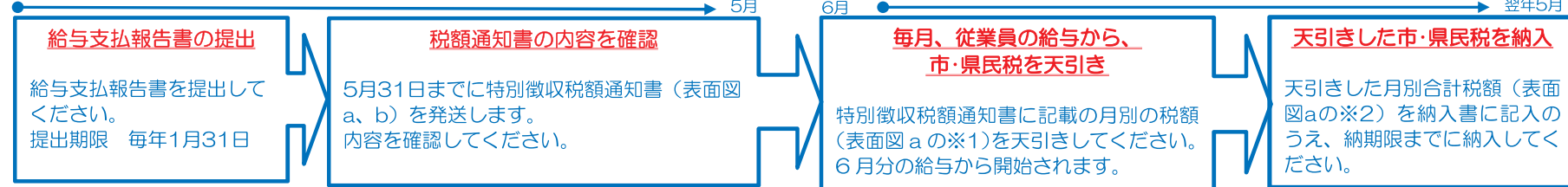


# 特別徴収事務作業の流れ



年度途中で従業員の異動があった場合や、事業所に変更が生じた場合には、下表を参考に手続きしてください。

特別徴収ができたなくなった場合	異動事由	異動後の徴収方法	提出書類	提出期限
右の理由等で、事業主が給与天引きできなくなったとき	◆従業員の退職 ◆従業員の休職・長期欠勤 ◆従業員の産休・育休 ◆従業員の死亡 ◆事業所の廃業	<b>一括徴収</b> 最後の給与又は退職手当等から未徴収税額の全額を天引きして納入。	<b>異動届出書 (一括徴収) → 記入例A</b>	異動の事由があった月の翌月10日
右の理由等で、事業主が変更となる時	◆従業員の転勤 ◆従業員退職後の再就職 ◆吸収合併による事業所の変更	<b>普通徴収 (右のいずれか)</b> ◆納付書 ◆口座振替 ◆納税組合	<b>異動届出書 (普通徴収) → 記入例B</b>	
		<b>特別徴収継続</b> 新しい勤務先で特別徴収を継続して行う。	<b>異動届出書 (特別徴収継続) → 記入例C</b>	

開始する場合	異動事由	開始する時期	手続きなど	提出時期
右の理由等で、事業主が給与天引きを開始するとき	◆従業員の就職 ◆従業員の復職 ◆従業員の希望	令和5年度途中から開始	「特別徴収への切替申請書」を提出してください。福井市(市民税課)で月割額を計算し、特別徴収税額変更通知書を発送します(毎月1日、15日頃)。	特別徴収を開始したい月の2か月前を目安に提出してください
		令和6年度から開始 ※6月分給与から開始します	令和6年度給与支払報告書を提出する際に、「特別徴収」として提出してください。令和6年5月31日までに特別徴収税額決定通知書を発送します。	提出期限 令和6年1月31日

事業所に変更	異動事由	提出書類
名称変更	社名・店名変更/個人事業主の事業承継 など	所在地・名称変更届出書 → 随時ご提出ください。
所在地変更	会社・店舗移転/個人事業主の転居 など	
送付先変更	送付先の登録/送付先の変更 など	

# 切替申請書の記入例

特別徴収に切替可能な税額は、納期限を過ぎていない未徴収税額のみです。納期限が過ぎた税額については、従業員に個人で納付するよう案内してください。

特別徴収切替後の税額の計算例 (8月切替の場合)

【普通徴収】	単位(円)
年税額	165,000
1期	42,000
2期	41,000
3期	41,000
4期	41,000

既に納付済: 123,000円

未徴収税額: 123,000円

【特別徴収】	単位(円)
6月分	
7月分	
8月分	12,300
9月分	12,300
10月分	12,300
11月分	12,300
12月分	12,300
1月分	12,300
2月分	12,300
3月分	12,300
4月分	12,300
5月分	12,300

給与所得等に係る 市・県民税 特別徴収への切替申請書

令和〇〇年 6月 20日提出

所在地: 福井市△△1丁目×-×

フリガナ: フリガナ

名称(氏名): ○○○株式会社

送付先住所: 〒 910-XXXX

納入書(及び各種様式)要否: 要・不要

納付状況: 1. 未納付 2. 1期分まで納付済 3. 前事業所で 8月分(9月10日納期限)から特別徴収へ切替を希望します

申請理由: 1. 入社のため(令和〇〇年6月1日入社) 2. 復職のため(令和〇〇年6月1日復職) 3. その他

税額通知書の発送は、申請から約半月～1ヶ月程度かかります。税額通知書の受取りに期限がありましたら、月割額の連絡欄に期限日を記入してください。期限日までに税額通知書が間に合わない場合のみ、電話にて月割額をお伝えします。

# 異動届出書に関するQ&A

Q1	Q2	Q3	Q4
提出した書類に誤りがあったときは、どうしたらよいですか?	送られてきた税額決定通知書に、退職者分の記載があります。特別徴収に関して、異動の手続きはどうしたらよいですか?	従業員が年度の途中で福井市から引越しました。特別徴収に関して、異動の手続きは必要ですか?	市・県民税が非課税(天引きすべき金額が0円)の従業員が退職しました。手続きは必要ですか?
A1	A2	A3	A4
改めて正しい内容で異動届出書を作成し、余白に「訂正分」と記載した上で提出してください。	退職者を除いた分の税額を納入していたら、余白に「訂正分」と記載した上で提出してください。	引越しによる手続きは不要です。令和5年度の市・県民税は、1月1日時点で住所のある市町村で課税されますので、翌年5月分(納期限: 令和6年6月12日)まで、福井市に納めてください。	税額通知書に記載がある特別徴収の対象者の場合、非課税の方であっても異動届出書を提出してください。

# 異動届出書の記入例

1/1～4/30の異動者について、最後の給与及び退職手当等の合計額が、未徴収税額に満たない場合を除き、一括徴収することが義務付けられています。【地方税法第321条の5・2】

6/1～12/31までの異動者について、一括徴収する場合には、異動者本人の同意が必要です。

## A. 一括徴収をする場合

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

令和〇〇年 9月 1日提出

所在地: 〒910-XXXX 福井市△△1丁目×-×

フリガナ: シセイ フクボロ

名称(氏名): 市税 福太郎

住所: 東京都△×市〇〇〇25-〇〇

特別徴収税額(年税額): 45,600円

徴収済税額(年税額): 11,400円

未徴収税額(年税額): 34,200円

異動年月日: 令和〇〇年 9月 15日

異動事由: 1. 退職

異動後の未徴収税額の徴収方法: A. 一括徴収

## B. 普通徴収とする場合

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

令和〇〇年 9月 1日提出

所在地: 〒910-XXXX 福井市△△1丁目×-×

フリガナ: シセイ フクボロ

名称(氏名): 市税 福太郎

住所: 東京都△×市〇〇〇25-〇〇

特別徴収税額(年税額): 45,600円

徴収済税額(年税額): 11,400円

未徴収税額(年税額): 34,200円

異動年月日: 令和〇〇年 8月 31日

異動事由: 1. 退職

異動後の未徴収税額の徴収方法: B. 普通徴収

## C. 特別徴収を継続する場合

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

令和〇〇年 9月 1日提出

所在地: 〒910-XXXX 福井市△△1丁目×-×

フリガナ: シセイ フクボロ

名称(氏名): 市税 福太郎

住所: 東京都△×市〇〇〇25-〇〇

特別徴収税額(年税額): 45,600円

徴収済税額(年税額): 11,400円

未徴収税額(年税額): 34,200円

異動年月日: 令和〇〇年 8月 31日

異動事由: 1. 退職

異動後の未徴収税額の徴収方法: C. 特別徴収継続

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

令和〇〇年 9月 1日提出

所在地: 〒910-XXXX 福井市△△1丁目×-×

フリガナ: シセイ フクボロ

名称(氏名): 市税 福太郎

住所: 東京都△×市〇〇〇25-〇〇

特別徴収税額(年税額): 45,600円

徴収済税額(年税額): 11,400円

未徴収税額(年税額): 34,200円

異動年月日: 令和〇〇年 8月 31日

異動事由: 1. 退職

異動後の未徴収税額の徴収方法: C. 特別徴収継続

福井市で新たに特別徴収する事業所は、福井市で作成した様式(納入書含む)の送付について、要不要のいずれかを丸で囲んでください。